京都市告示第205号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 令和5年6月22日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道 供用開始の期日 告示の日 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
北山北通	北区紫竹栗栖町26番地の8地先から	旧	メートル 19. 30	メートル 5. 75
	同町26番地の5地先まで	新	19. 30	6.00∼ 6.13
北山北中通	北区紫竹栗栖町32番地の2地先から	旧	33. 30	5. 75
	同町25番地地先まで	新	33. 30	5.85∼ 6.14
西賀茂113号 線	北区西賀茂大深町54番地の1地先から	旧	30.00	4.00~ 6.00
	同町55番地地先まで	新	30.00	4.00∼ 6.02
西賀茂150号 線	北区西賀茂大深町53番地地先から	旧	16. 50	6.05∼ 8.98
	同町54番地の1地先まで	新	16. 50	6.08~ 9.09
山科大宅経 15号線	山科区大宅御所田町45番地の3地先から	旧	19. 90	3. 17~ 4. 87
	同町45番地の1地先まで	新	19. 90	4.00∼ 7.34
西土居通	南区唐橋平垣町24番地の4地先から	旧	20. 70	3. 95∼ 5. 95
	同区唐橋大宮尻町12番地の1地先まで	新	20. 70	4.00~ 6.00
西寺緯9号線	南区唐橋平垣町24番地の4地先内	旧	20. 50	5.80~10.00
		新	20. 50	6.00~10.81

上鳥羽南部 経42号線	南区上鳥羽鍋ケ淵町533番地の5地先から	皿	44. 10	5.98∼ 6.01
	同町544番地地先まで	新	44. 10	6.00∼ 6.01
嵯峨経32号 線	右京区嵯峨広沢池下町65番地の15地先 内	旧	3. 50	2. 00
		新	3. 50	3. 64
嵯峨経37号 線	右京区嵯峨広沢池下町65番地の11地先から	旧	49. 90	3.74∼ 6.00
	同町66番地の10地先まで	新	49. 90	6.00∼ 6.01
嵯峨緯93号 線	右京区嵯峨広沢池下町65番地の11地先から	旦	53. 40	0.90~ 7.40
	同町62番地の3地先まで	新	51. 50	1.64~ 9.61
嵯峨緯323号 線	右京区嵯峨広沢池下町65番地の8地先から	皿	19. 00	6.00∼ 9.60
	同町65番地の6地先まで	新	18. 40	6.00∼ 9.60
洛西第二経 59号線	西京区桂河田町149番地の1地先から	皿	22. 80	6.09∼ 6.12
	同町150番地地先まで	新	22. 80	6.09∼ 6.12
洛西第二緯 61号線	西京区桂河田町300番地の4地先から	三	19. 70	6.00∼ 6.02
	同町149番地の1地先まで	新	19. 70	6.00~ 6.02
桃山経70号 線	伏見区桃山福島太夫西町28番地の1地 先から	田	29. 10	6.32∼ 8.00
	同区桃山筒井伊賀東町89番地地先まで	新	29. 10	6.32∼ 7.99

(建設局土木管理部道路明示課)